公益財団法人千葉県水産振興公社定款

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益財団法人千葉県水産振興公社と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

２　この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、水産物の安定供給及び漁業者の生産活動の促進を図るため、漁業の振興等に関する事業を行い、もって千葉県の水産業の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）栽培漁業の推進に関する事業

（２）水産業の経営の安定に資する事業

（３）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項各号の事業は、千葉県において行うものとする。

第３章　　資産及び会計

（基本財産）

第５条　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産

（２）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第５条第１６号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又はその全部もしくは一部を担保に供する場合は、理事会及び評議員会の承認を要する。

４　前項の承認を得る場合は、当該財産の出捐者又は出資者の意向を確認しなければならない。

（資産の管理）

第６条　この法人の財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

２　基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債その他確実な有価証券に換えて保管するなど、適正な維持管理に努めるものとする。

（特定費用準備資金の管理）

第７条　特定費用準備資金の管理は、別途理事会で定める。

（事業年度）

第８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第９条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第１０条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号、第４号及び第６号の書類については承認を受けなければならない。

（１）事業報告書

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第１１条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　　賛助会員

（会　員）

第１２条　この法人の目的に賛同し、入会したものを賛助会員とする。

２　賛助会員は、別に定めるところにより会費を納めるものとする。

第５章　　評議員

（評議員）

第１３条　この法人に評議員１５名以上２０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１４条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学協同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任　期）

第１５条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１３条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第１６条　評議員は無報酬とする。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第６章　　評議員会

（構　成）

第１７条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第１８条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分又は基本財産を担保に供することの承認

（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１９条　評議員会は、定時評議員会として、年１回、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招　集）

第２０条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　理事長は、評議員会の開催日の１週間前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面でその通知を発しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、書面による招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議　長）

第２１条　評議員会の議長は、評議員会において互選する。

（決　議）

第２２条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）基本財産の処分又は基本財産を担保に供することの承認

（４）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第２３条　理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすものとする。

（報告の省略）

第２４条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなすものとする。

（議事録）

第２５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、議長及び会議に出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名人２名が、これに記名押印する。

第７章　　役　　員

（役員の設置）

第２６条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　１０名以上１５名以内

（２）監事　　２名以内

２　理事のうち１名を理事長、そのほか必要に応じて、専務理事、常務理事を置くことができる。

３　前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事、常務理事をもって、一般法人法第１９７条において準用する同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　理事及び監事の選任に当たっては、第１４条第２項の規定を準用する。この場合において、規定中「評議員」とあるのは、「理事」又は「監事」と読み替える。

（理事の職務及び権限）

第２８条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２９条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第３０条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第３１条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第３２条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（１）当該役員が常勤である場合

（２）非常勤の監事が、理事会その他この法人の業務に従事した場合

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（役員の責任の軽減）

第３３条　この法人は、理事及び監事の一般法人法第１９８条において準用する同法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第８章　　理事会

（構　成）

第３４条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第３５条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

（招　集）

第３６条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、理事会の日の１週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、書面による招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

（議　長）

第３７条　理事会の議長は、理事会を招集した者がこれに当たる。

（決　議）

第３８条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の

過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第３９条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第４０条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第２８条第３項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第４１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第９章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４２条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１４条についても適用する。

（解　散）

第４３条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第４４条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から１ヶ月以内に、認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４５条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章　　公告の方法

（公告の方法）

第４６条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１１章　　補　　則

（事務局）

第４７条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び職員は、理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

（委　任）

第４８条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附　　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第８条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の代表理事は中村隆史とする。

４　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

荒井　　毅　　長谷川　毅　　関　　善之　　加瀬　誠一　　勝山　　満
冠谷　公明　　赤塚　誠一　　小林　和好　　竹垣　嘉子　　吉野　佑治
樫田　恭二　　鶴岡　國二　　野島　幸治　　海老原　齊　　松本ぬい子
石井　春人　　實川　恒雄　　山崎　英夫　　塩野　　健

附　　則

１　この定款は、平成２６年４月１日から施行する。

附　　則

１　この定款は、平成２９年６月１９日から施行する。